

入院基本料に関する施設基準

当院では、【急性期一般入院料 2】の届出を行っています。

① 3号病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と2人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・ 8時30分～16時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は3人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内

- ・ 16時30分～8時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は8人以内

② 5号病棟では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と3人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・ 8時30分～16時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は3人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内

- ・ 16時30分～8時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は11人以内

③ 6号病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と2人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・ 8時30分～16時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は3人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は16人以内

- ・ 16時30分～8時30分、看護職員1人当りの受け持ち数は11人以内